

# 日本産業教育学会 第64回 関東地区部会

## 報告集

2021年5月15日(土)

於：オンライン

## 研究会プログラム

柳田雅明	誰にでも権利として保障される教育と学習とは何か —職業に関する内容を焦点に—	1
待鳥はる代 新目真紀	「コロナ禍で考える心理的安全教育」 —技術者倫理と心理的安全性—	17
倉田研一	明治以降戦前期の理容師・美容師の制度について	25

# 誰にでも権利として保障される 教育と学習とは何か －職業に関する内容を焦点に－

柳田雅明  
勤務先・青山学院

発表次第

0. 制度化された学術成果公表とは  
－ウェブマガジン『季刊・現代の理論』における田中萬年(2020)『奇妙な日本語「教育を受ける権利」—誕生・信奉と問題』(V2新書・星雲社)を切り口に－
1. 拙文「誰にでも権利として保障される生涯教育そして生涯学習とは、何になるのか－職業に関する内容に焦点を当てて－」(『日本生涯教育学会年報』41, 231-248頁)が、どのような背景・文脈において、なぜ公になっ(てしまっ)たのか

2. 何を焦点としたのか
  3. 何を手がかりとしたのか
  4. 何が先行研究となったのか
- 
5. マイケル・F・D・ヤングによる展開
  6. 田中萬年による展開
  7. ヤングと田中が展開する論における共通性
  8. ヤングと田中が展開する論への批判
  9. おわりに

## 0. 制度化された学術成果公表とは

－ウェブマガジン『季刊・現代の理論』における田中萬年(2020)『奇妙な日本語「教育を受ける権利」－誕生・信奉と問題』（V2新書・星雲社）を切り口に－

1. 拙文「誰にでも権利として保障される生涯教育そして生涯学習とは、何になるのか－職業に関する内容に焦点を当てて－」（『日本生涯教育学会年報』41、231-248頁）が、どのような背景・文脈において、なぜ公になっ（てしまっ）たのか



その経緯こそが、本日ご参加の方々に、一番ご着目いただき厳しくご批判いただくべきところとなる。

## 2. 何を焦点としたのか

職業教育・訓練を焦点とする対象として、人であるならば誰にでも権利として保障すべき受益を検討していく。ことに日本においては、法制上誰にでも保障されているのは、義務教育における普通教育以外に見いだしがたい。

## 3. 何を手がかりとしたのか

検討の手がかりとしたのは、誰であっても当然受益できる職業教育・訓練について次の2人が展開する論考である。すなわち、マイケル・F・D・ヤング (Michael F. D. Young) (1938-) と田中萬年 (1943-) である。

## 4. 何が先行研究となったのか

検討の手がかりとするマイケル・F・D・ヤングと田中萬年による論が先行研究そのものとなる。

学術研究において、誰であっても当然受益できる職業教育・訓練機会についてその内容にまで踏み込んでいるものは、次の規準を満たしているものが限られていると言わざるを得ない。山本恒夫は、『生涯学習研究e事典』において「ある学問が学として成立するためには、独自の研究対象があり、研究方法が自覚されていなければならない」（山本2009）としている。

そして、柳田(2015)が、ヤングが「知に基づくカリキュラム(knowledge-based curriculum)」(Young 2013)を提起する意義は何なのか、次の見解に至っている。それはなにより、あらゆる学び手、殊に不利な立場に置かれた者から、発想していることにある。まさに不利な立場に置かれた者をも含む学び手を出発点としていることに意義があると捉えたものである。

## 5. マイケル・F・D・ヤングによる展開



Open  
University  
Set Book

# Knowledge and Control

NEW DIRECTIONS FOR  
THE SOCIOLOGY OF EDUCATION

edited by Michael F.D. Young



## The Curriculum of the Future

From the 'new sociology of education'  
to a critical theory of learning

Michael F. D. Young

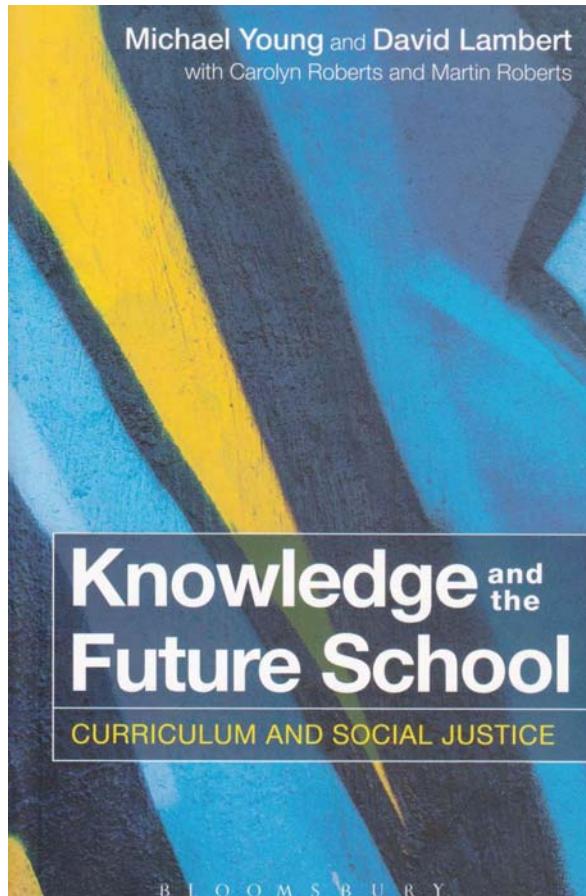


# Bringing Knowledge Back In

From social constructivism to  
social realism in the sociology  
of education.

---

MICHAEL F. D. YOUNG





# KNOWLEDGE, EXPERTISE AND THE PROFESSIONS

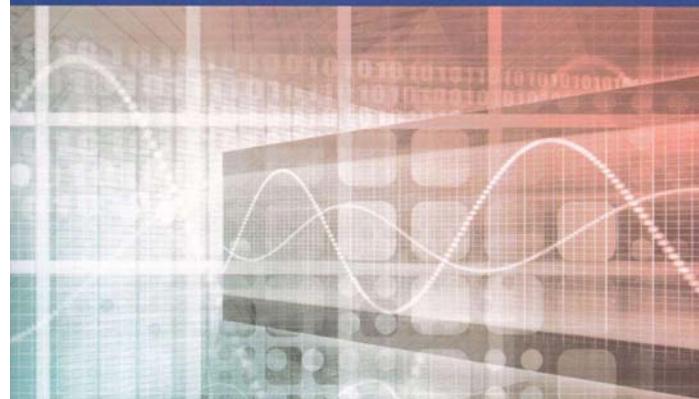
Edited by **Michael Young** and **Johan Muller**



# CURRICULUM AND THE SPECIALIZATION OF KNOWLEDGE

Studies in the sociology of education

**Michael Young** and **Johan Muller**



# Why Knowledge Matters in Curriculum

A social realist argument

Leesa Wheelahan



# Knowledge and the Future of the Curriculum

International Studies in  
Social Realism

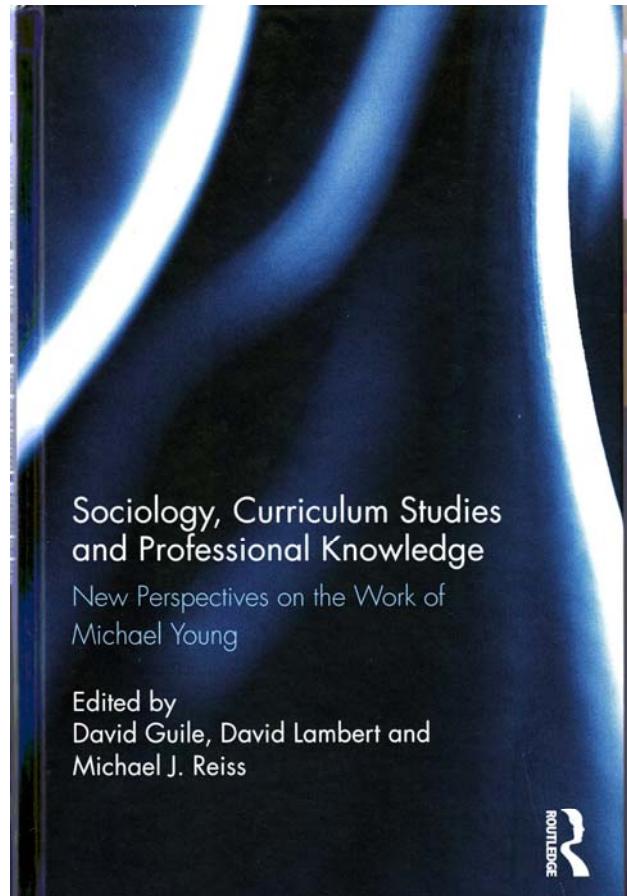
*Edited by*

**Brian Barrett**  
**Elizabeth Rata**



Palgrave  
Studies in  
Excellence and  
Equity in Global  
Education





## (1) 何を保障する教育内容としているのか

ヤングは、保障する教育内容を、powerful knowledgeとなるための規準(criteria)として、次の通り設けている。

- ①それは、日々の生活経験から得られる常識と区別される。
- ②それは、系統化されている(systematic)。
- ③それは、専門化されている(specialised)。

)  
(Young and Lambert 2014, pp. 74-75)

## (2) 誰に保障する教育内容を主張しているのか

あらゆる学び手、情報過多ともいえる中にあっても「知を忌避する」者たちも含め、不利な立場に置かれた者にも保障するカリキュラムの重要性を主張する。

義務教育をすべての者に権利として保障することを当然の前提とした上で、職業を通じて生計を立てられるような教育内容をも権利保障(entitlement)の対象とする。

## 6. 田中萬年による展開



- 田中が、職業に関する教育訓練に関する論を展開するに際して、なにより強調し論証しようとするのは、「職業・労働を忌避する教育観が醸成されている」(田中 2020, pp. 221-233)ことである。その検討手法は、歴史的文献資料を証拠立てとして、「教育」なる言葉が、成り立ちからして(田中 2013; 2017), また「普通教育」なる概念規定が不適切であるもの故、「職業・労働を忌避する教育観が醸成されている」(田中 2020, pp. 189-220)ことによる弊害が生じていると主張するものとなっている。

- ・職業に関する教育内容について誰にでも保障されるものに関して具体的に何とするかについては、田中が示すのは、前述した「子どもと大人を区別せずに、職業、あるいは仕事に導く教育論を検討する必要がある」ことそして「各個人の個性の発揮を考える場合、教育の先にある職業を無視することはできません」とする。

## 7. ヤングと田中が展開する論における共通性

- ・ヤングと田中は、職業に関して「人であるならば誰にでも権利として受益が保障される学び」として必要条件としてあるべき原理をめぐって論を展開している。ただ、実証科学という手法を用いず、自ら具体的に実証した結果に基づいて論を展開しているわけではない。
- ・両者とも、「人であるならば誰にでも権利として受益が保障される」職業に関する教育内容について問題提起をして論を展開する。

## 8. ヤングと田中が展開する論への批判

- ただ、ヤングと田中には、ともにその研究手法に関して厳しく批判されてきた事実がある。
- ヤングが厳密な概念形成を何よりも重視する哲学からも距離を置いており、専門を超えて定義や再定義をすることに向かっていないことを発表者は問題視したい。
- 以上の批判はみな、あくまでも方法論に関するものである。  
「人であるならば誰にでも権利として受益が保障される学び」という問題提起に関して、不適切もしくは無意味であるとはいえない。

## 9. おわりに

- ヤングと田中は、ともにあるべき必要条件となる理念すなわち目的そしてそこへと至るための導となるまさに目標を語っている。
- そして、実証研究をするにあたってもこの二人の論を手がかりにすることによって、そもそも問題意識をより明確化し理論を精緻にしていくのに、特に仮説生成をする際に参考になると発表者は感じている。

ところで、この程度の書き物で日本学術会議登録団体編集刊行物として、公になって良いものか。

参加の方々に問いたい。

追加の参考文献

Deng, Zongyi. 2020. *Knowledge, Content, Curriculum and Didaktik: Beyond Social Realism* (English Edition). Routledge.

<付記>

本発表にあたっては、まず何よりも面談そして電子メール交信に快く対応いただいているマイケル・F・D・ヤングそして田中萬年に感謝する。

また、本発表は、青山学院大学総合研究所「基盤研究強化支援推進プログラム」（2019年度および2020年度）による研究成果の一部である。その共同研究者および研究助言者は、次の通りである（敬称略）。

共同研究者 志村喬，中野和光，本田伊克，石黒万里子，小野克幸  
研究助言者 望月重信，森岡修一

ありがとうございました。

日本職業教育学会第64回関東地区部会(2021.5.15)

# 「コロナ禍で考える心理的安全教育」

## —技術者倫理と心理的安全性

---

待鳥 はる代

新目 真紀

### 1. 心理的安全性とは

「心理的安全性とは、支援を求めたりミスを認めたりして対人関係のリスクを取っても、公式、非公式を問わず制裁を受けるような結果にならないと信じられること」（エイミー・C・エドモンドソン、「恐れのない組織」、p. 40）【注1】

「心理的安全性とは、あなたがたとえば支援を求めたり過ちを認めたりしたときに、他者があなたをとりあえず信じてみようと思ってくれるということ」（同、p. 43）

「フィアレスな組織とは対人関係の不安を最小限に抑え、チームや組織のパフォーマンスを最大にできる組織」（同、p. 14）

「心理的安全性は職場風土」、「グループレベル」で「時間的に即座に感じられる経験」（同、p. 42）

## 2. 心理的安全性とパフォーマンス

	業績基準が低い	業績基準が高い
心理的安全性 が高い	快適ゾーン	学習および 高パフォーマンス・ゾーン
心理的安全性が 低い	無気力ゾーン	不安ゾーン

(エド蒙ドソン「恐れのない組織」、p. 44表1.1)

## 3. 心理的安全性と事故原因

### 1. 事故原因をどう見るか

普遍的特性：生産性と安全性の間に常に存在する緊張が潜在的要因を作る

状況要因：潜在的要因が合わさって防護の弱さを作る

原因：きっかけとなる出来事と即発的エラー

(ジェームズ・リーズン「組織事故とレジリエンス」p. 168-169) 【注2】

⇒状況要因と直接原因（即発的エラー）。心理的安全は状況要因の大きなファクター

### 2. エラーにどう対するか？

エラーを起こさないようにする／エラーが起きる可能性を予測し、備える

／エラーを回復する／状況要因を変える

失敗や懸念を話し、情報共有して対応することが事故回避への重要な方法

## 4. 心理的安全性とエラーを引き起こすリスク

### 「リスクの高い状況を評価するための3つのバケツモデル」

個人（知識不足、疲労、ネガティブな出来事、経験不足、体調不良など）

状況（外乱、割り込み、引継ぎ、ハラスメント、時間不足、必要資材不足、使えない装置など） ⇒ 対人関係

タスク

\* 不安全行動が起きる確率は、3つのバケツの中にある厄介物の個数である。

（リーズン、「組織事故とレジリエンス」、p. 299）

⇒ 仕事にかかる前にリスクを評価し、予想される問題への対応策を準備する、支援を探す、同僚にもリスクを確認する。

## 5. 危機の回避力(レジリエンス)

### レジリエンスの要素

悪いことが起きないようにする能力

悪いことが悪化しないようにする能力

起こってしまった悪いことからリカバリーする能力

（リーズン、p. 302）

⇒ 失敗や不安に関するコミュニケーション

### 奇跡的に重大事故を回避した事例

奇跡的回復に成功したプロは様々な故障・エラーを想定したシミュレーションを行い、心の準備をしている。

## 6. 心理的安全性と不安全態度

### 安全上望まない態度

ルールや規則を守らない態度

軽率な態度

安全を置き去りに頑張ってしまう態度

情報共有しない態度

チームワークを妨げる態度（後工程のことを考えない、傍観者、ものが言いにくい雰囲気にする態度）

（小松原明哲『安全人間工学の理論と技術』、第12章「安全態度」より）【注3】

⇒心理的安全は業務の安全にとって不可欠

## 7. 事例考察の視点 ～パーソンモデルとシステムモデル

1. 疾病モデル
2. パーソンモデル
3. 法律モデル
4. システムモデル

（リーズン、第5章参照）

技術者倫理教育では、事故事例の考察はパーソンモデルとシステムモデルが中心。倫理的判断を行う人の行動に注目。

## 8. 事例考察学習上の課題 ～報告者の経験から

---

1. 個人の努力の限界にぶつかる場合

⇒「チャレンジャー号事故の考察例」

個人の行動の改善を考えつくし、「組織の壁」を超えない

2. システムの改良でヒューマンエラーを排除しようという考え方

⇒データ改ざん事例など

ヒューマンエラーはゼロにはならないし、人間の行動の改善を考えられない。

## 9. パーソンモデルとシステムモデルの 溝をつなぐ

---

個人と組織の対立(対置)構造を変えるには

参加のありかたを変えること

・「安全エンジン」: 参加、能力、認識

(リーズン, p. 330)

・心理的安全性・参加を高めるための方法をエドモンドソンにまなぶ

## 10. 心理的安全性を高めるための教育方法

### 1. 土台を作る

仕事をフレーミングする

目的を際立たせる

### 2. 参加を求める

状況的謙虚さを示す

探求的な質問をする

仕組みとプロセスを確立する

### 3. 生産的に対応する

感謝を表す

失敗を恥ずかしいものではないとする

明らかな違反に制裁措置をとる

(エドモンソン、p. 197 「心理的安全性を確立するためのリーダーのツールキット」)

## 11. 心理的安全性の土台を作る能力

仕事をフレームする能力の形成

事例考察授業経験:「役割分担によるグループワーク」【注4】

仕事をとらえる能力の重要性、差が大きい。

従来の事例考察の進め方

・この状況で、あなたはどんな行動をしますか？選択肢を挙げて、それを倫理テストでチェックしましょう。

⇒新たな課題:「どんな行動をするべきか？」の前に、

「あなたの仕事はなんですか？」を聞くことが必要。

「仕事をどうとらえるか、どう伝えるか」のフレーム能力を学習

仕事の目的、とりまく状況、危険の可能性も含む、仕事のフレーム作り。

## 12. 今後の視点(1)

---

参加を促す働きかけの能力が向上するかどうか。

- 謙虚であることを伝えるやり方
  - 発言を引き出す問い合わせの開発
  - 参加を促す仕組みを作る
- 

## 13. 今後の視点(2)

---

生産的に対応する能力が向上するかどうか。

- 未来に向けて成長する環境を作る能力
  - 感謝を伝える能力
  - 支援を申し出る能力
  - 失敗を学びととらえる能力
- 

# 参考文献

注1：エイミー・C・エドモンドソン著、野津智子訳、『恐れのない組織』、英治出版、2021年、ISBN:9784862762887

注2：ジェームズ・リーズン著、佐相邦英監訳、『組織事故とレジリエンス』、日科技連、2010年、ISBN : 9784817193537

注3：小松原明哲著『安全人間工学の理論と技術』、丸善出版、2016年、ISBN : 978-4-621-30083-1

注4：待鳥はる代「技術者倫理事例考察学習の実践報告—グループワークの進め方について—」、実践教育訓練学会「実践教育ジャーナル」、2020年6月号

2021・5・15 エルゴナジー研究会

# 明治以降戦前期の 理容師・美容師の制度について

名古屋大学大学院 教育発達科学研究科  
博士後期課程  
技術・職業教育学研究室  
倉田研一

1

1

## はじめに

美容と理容の過去は長く、形式こそ違えどおしゃれは人類共通の文化と言っても過言ではない。しかしながらそれを支える人たちの歴史は、それぞれで異なり基盤となる政治・経済・文化・慣習の相違によるものと考えられる。本題は、日本の場合について、江戸期賤しい職業と言われた髪結と女髪結が、明治期以降呼び方を変え、理髪師又は理容師、美容師などと呼ばれるようになり社会的に認知される一つのきっかけとなつた制度について考えようとするものです。

2

2

## 賤業の理由

女髪結は江戸期奢侈禁止令などによって、その職業は幕府に認められない存在であった。さらに個人宅を訪問して髪を結うという営業形態から、個人情報を得易いがために、時に個人情報を他に漏らすといった問題があった。

髪結は、株仲間により組織化された存在ではあったが、無学文盲で社会的意識も低く、女髪結同様に顧客を訪問し営業も行っていたところから、奉行所の手先となっていた者もいたためにそう言われた。

明治期業界のミッショnは「賤業からの脱却」であった。

3

## はじめに一本研究を行うに至った動機一

美容学校教員時代、営業技術と学校の教授内容との間に乖離があると感じたが、養成業界に体制批判的な研究をする姿勢はなく、しかも養成は私立専門学校の独占体制にあり、研究を困難にしています。筆者はこの状況を打破し、理美容師養成研究領域の確立をめざしています。

戦前期は理容と美容を合わせた規則により規定され、各道府県別で名称も異なっていました。本論では最も多く採用されていた**理髪**を採用し、**理髪制度**・**理髪**・**結髪**・**髪結**・**美容**を使います。

4

## はじめにー先行研究の問題点

戦前期の理美容の制度に関する研究は、1970年日本理容美容研究センターが編纂し出版した「理容現代史」「美容現代史」に集約できる。しかしながら髪型史に始まり、制度史、養成史、組合史と多彩な内容になっているが、非常に煩雑で史料の扱い方に不備があり、根拠の乏しい内容になっている。しかも制度史に関しては、公衆衛生行政(衛生行政)のもとにあつたとしながら、このことに基づく説明がなされていない。辻は「外国人理髪人の進出に対応して大阪の理髪業組合は、1918年府令による試験制度を設けた」(p204)と引用しているが、法令違反は問題にしていない。

辻功「日本の公的職業資格の研究」日本図書センター2000

5

## 1927～1932年東京府警視庁令 美容術営業取締規則第1条

本令において美容術営業と称するは、

(理髪+美容)

頭髪、鬚髪(シュゼン)の剪剃、結髪、美毛術又は

↳ **理髪業(理容業)**      ↳ **髪結業(美容業)**

美顔術、美爪術をなす営業を謂う。

↓ 1927年    ↓ 1932年に追加

**エステティシャン ネイリスト(化粧)=現行では総称し化粧**

現行法規の第1条「この法律は、美容師(理容師)の資格を定めるとともに、美容(理容)の業務が適正に行われるよう規定し、もって公衆衛生の向上に資するとことを目的とする」⇒「容姿を美しくする」

6

## 1 制度及び試験規定の制定について

理髪制度は、理髪営業者に業務上衛生管理を義務付けたものである。なぜこの制度が定められたのか、その背景を明らかにしたいと思う。

まず戦前期の伝染病流行の状況と行政側の対応に加えて、新聞および雑誌等の情報も加味して分析を試みたい。理美容の情報については非常に少なく、新聞・雑誌等に頼らざる負えない。そこで煩雑になることを避け、情報を年表化して制度の制定および改正過程を明らかにしたいと思う

7

7

### 1.1 戦前期の衛生行政の動きと理髪制度

- 1874年 文部省医政制度
- 1875年 衛生事務は内務省へ移管
- 1883年 大日本私立衛生会 民間運動として衛生思想の普及=日本公衆衛生協会
- 1885年 衛生会渡辺鼎と石川瑛作ら婦人束髪会を発足 日本髪の不衛生批判
- 1886年 日本薬局方、衛生事務は警察管轄へ(行政司法警察)
- 1897年 伝染病予防法
- 1899年 **京都府 理髪舗取締規則 理髪のみの適応**
- 1900年 **山口県 理髪営業取締規則含む結髪** '01年東京府理髪規則
- 1913年 東京府 **組合規定**追加
- 1914年 大阪府文書 県警部長規則違反増加を危惧
- 1918年 **大阪府試験** 届出制から認可制に
- 1922年 大阪女髪結対象に '23大阪筆記に**実地試験追加**
- 1925年 京都府 **養成施設設置基準**及び**風俗・公安規定**追加
- 1929年 帝国議会衆議院 内務省令理髪規則案可決 内閣総辞職後廃案

8

8

## I-2 伝染病流行の状況と死者数

- 1858年 コレラの流行はじまる 1879年 コレラ105,786人  
 1882年 コレラ33,786人 1886年 コレラ108,405人  
 1895年 コレラ40,154人 **コレラが日本の衛生行政を作った**  
1899年 京都府規則制定 大阪・神戸・浜松でペスト発生 死者40人  
     ドイツ理髪規則orハンガリーブタペスト市理髪規則か  
 1901年 東京府規則制定 **禿頭病**に関する報道多数  
 1905年 結核95,171人  
 1910年 結核112,081人  
1918年 大阪府試験採用 府下での狂犬病に罹患した犬の頭数報告  
     `18年8月～`19年7月**流行性感冒死亡者257,363人**

9

## I-3 1899年京都府の理髪規則制定までの経緯

- 1876年 床屋のおしゃべりが過ぎ唾が飛ぶ(読売10/19)  
 1885年 理髪店の改良を望む(読売11/13)  
 1891年 理髪器具の消毒法紹介(教育報知256)  
 1894年 仏国の理髪所の消毒法紹介(東洋学芸148)  
     コロンビアの理髪法規紹介(衛生会雑誌129)  
     来明治28年(平安遷都千年祭)に対する衛生対策 (京都医事衛生誌5)  
 1895年 仏国の理髪衛生論文紹介  
 1896年 市医意見書(千年祭後の衛生状態報告)理髪店の要衛生(衛生雑誌27)  
 1897年 理髪所での感染予防(東京朝日10/24)  
     理髪と皮膚病(東京朝日11/10)  
 1898年 福岡県久留米で理髪規則建議(衛生会雑誌185)  
**1899年** ハンガリーブタペスト市の理髪規則紹介(衛生会雑誌189)  
     京都はハンガリーブタペスト市の理髪規則参照(衛生会雑誌191)

10

#### I-4 1918年大阪府が試験を導入するまでの経緯

- 1901年 命令違反多数 規則制定求める声有り(読売2/27)  
取締による規則違反摘発(読売4/24)
- 1903年 規則違反摘発(東京朝日10/21、12/31)
- 1905年 理髪業の取締(衛生新報9)
- 1906年 中国人による耳と眼の掃除処紹介(読売5/12)  
理髪の注意 感染予防(読売12/25)
- 1908年 理髪具の消毒を厳にせよ(日本警察新聞143)
- 1911年 大阪支那人理髪業者就業状況(大阪府から内務省宛)
- 1914年 北里柴三郎「理髪上の感染症」(衛生会雑誌377)剃耳毛を危険と指摘  
**「大阪府取締励行の件」規則違反者増加を危惧(1/29)**
- 1915年 理髪職と結核(衛生会雑誌383)
- 1916年 衛生講話すれどその思想普及せず(東京朝日3/27)

11

#### I-5 業界の組織化

前述の「理容現代史」「美容現代史」及び各道府県の美容業の組合史に記述はあるが、一次資料ではない。多くは記録が残されていないためにこの研究は難しいと言える

- ・制度上の組合一制度上で警察署単位に定められた組合
- ・任意の組織→大日本美髪会、全国組織として1906年設立で理髪業界の地位向上をめざす組織であった。ここが1916、17、27年と試験制度採用の請願、1929、32、35年統一規則の請願。1929年に衆議院で規則案通過が内閣委総辞職を受け廃案。
- ・女性の組織には、東京都の場合1916年に、髪結の「婦人結髪組合」(読売2/2)があり美容業界には1925年「東京婦人美容協会」(読売12/16)が存在した。

12

## I-6 感染症防止対策の一つであった理髪制度

1899年 京都府の理髪制度制定時の感染症流行の背景  
 1918年 法令違反対策として大阪府試験採用の背景

このように感染症の流行と理髪器具などの消毒法に認められる予防対策に関する情報が並び、理髪制度は公衆衛生行政の中に位置付けられていることが良く分かるのである。これまでの理髪制度の説明には、この視点が全く欠けていたと言える。これによって理髪制度の重要性が理解できるのである

13

13

## 2 結髪業への制度の適応は遅れた

理髪規則は、当初理髪業が対象であったが、やや遅れて結髪業も条文に加えられ、この傾向は、試験制度採用時にも認められる。また、条文中の作業場に関する規定は、結髪業を適応外としたが、設備がなくとも当初は営業可能であったからだと考えられる。しかしながら、この理由は解明できていない。

推測ではあるが、江戸期において女髪結は幕府から認められない仕事であったにもかかわらず、存在しつづけたことに起因するのではなかろうか。女の細腕で食べてゆかねばならないという事情に対する配慮、つまり目こぼしといった論理が働いたと考えられる。

14

14

### 3 結髪業に対する風俗及び治安取締に関して

前述のように女髪結は風俗取締の観点から、江戸期認められない存在であったし、髪型流行の担い手という観点からは、その当時の花柳界や遊女らとの関係が深かったと考えられる。

大正期以降規則に「衛生、風俗の他公安を害する所ある時は、営業の許可を取消し、または停止を命じることあり」が加えられた。実際問題となったのは、売春の斡旋(理髪では賭博の開場)、さらに昭和10年代、戦時下ではパーマネントがその対象となっていました。

江戸期からの連續性がここにあると考えられる。しかしこの事実を学校で教え議論することは困難だと考える

15

### 4 理髪制度論争

1927年から1933年にかけて警視庁及び内務省の吏員による業界誌(公衆衛生及び警察関係誌)を通じた、理髪制度をめぐる論争が行われた。内容は、警視庁防疫課長井口乗海の東京府における取締の現状にはじまり、各道府県の制度の現状と試験制度の評価、統一問題などが遡上に載せられている。

井口は取締により「理髪店舗が博徒との縁が遠くなり、婦人美髪師が男女媒介の非難から脱しようとする傾きを有って」としているということから、衛生管理のみならず風俗取締も含んでいたことが分かる(警察協会雑誌1927年317号)。

16

#### 4-1 理髪論争の視点は

1927年から1933年にかけて警視庁井口乗海、伊藤壽、内務省山田正弘、三浦義男、椎名道雄らによって公衆衛生や警察協会雑誌などの専門誌を通じて制度の評価論争が繰り広げられた。

これによって全国の制度の整備状況とその評価結果もわかる。三浦は全国規則調査を通じて、試験の重要性と規則の統一の必要性を説いている。対して椎名は、試験の必要性を否定し、衛生管理は営業者の自覚に待つべきだと主張している。現在ではこのような議論が行われておらず、この事実は重要であると考える。

なお制度をより徹底させるのであるならば、業務資格を念頭に入れた議論が必要だったと考える。

17

#### 5 男性の結髪業者はいたのかーまとめー

- ・美容は女子のみの広島県を除き、男女関係なく取得可能
- ・新聞記事に、美容院に男性の客がいることが書かれている
- ・道府県別の規則で、一部除き資格の互換性はあった
- ・資格は、業務資格ではなく営業資格であった
- ・規則の中に、美顔術や美爪術の営業種目が存在した
- ・東京都を除き条文に養成施設設置基準が存在していた
- ・養成施設卒業は資格取得の早道だった(無試験で取得可能)
- ・業界から国会へ規則統一の請願が多数あった
- ・日本は、西洋の理美容技術を継承しているに過ぎない

18

## 6 戦前・戦後を通じて,制度上の連續性は・・・

江戸期

奢侈禁止令

1968～1945年

風俗・公安規定

1945年～

公衆衛生の  
向上に資す

公衆衛生の向上に反す  
るとして、髪型の規制  
を行うことも可能か？

19

19

## 7 養成は徒弟制度が中心

1913年大正初めに美容学校－東京女子美髪学校－は誕生している。なお理髪学校は明治期の終わり1911年に誕生しており、証明できてはいないが、この明治理髪学校を手本に美髪学校は設立されたものと考える。

なお両者ともに、当時の報道及び東京都に設立認可届が存在するが、写真などの記録は残されていない。なお学校と称しているが、多くは単なる養成所もしくは、各種学校であり、正式な学校は非常に少数であった。なお公立の実業学校の中にも養成課程は存在したが、現在の職業高校に養成課程はない。

20

20

## 7-1 養成を最初に考えたのは孤児院だった

1892年(明治25年)2月25日読売朝刊に  
「女子剪髪職」—ざんぎりしょく—  
慈善会育児院にて容貌の能からぬ縁遠き女子に、剪髪の業  
を習得せしめ、天晴自治の道を立てさせんとの説ある由～中  
略～女子としてこの職に従事せしめば、却って男子よりも巧  
緻なるべく且又纖手に、適當の職業なりとて、下谷辺にて、  
すでに稽古を成し居る者ありと云う。

21

21

## 7-2 髮結(美容師)の養成の場は

### 徒弟制度

ふけ取り3年梳き5年  
3~5年の年期、お礼奉公1年



### 講習所 のち 学校へ

福祉施設  
職業訓練所

### 学校

各種学校  
\*甲種実業学校  
\*乙種実業学校  
青年学校  
\*ろう学校

1995年までイン  
ターン制度存在  
(1年)

無くなる  
???

1947年以後 法律で営業資格から業務独占資格+養成

公共職業訓練所  
委託訓練  
女子刑務所

短大・大学  
各種学校  
専修学校  
\*ろう学校  
\*高校別科

\*含む公立校

22

22

### 7-3 個人の手記の中に学習の記録がある

徒弟制度・「下町の髪結い師一代記」の小松カツミ 橋田寿賀子「おしん」  
 理容師の加藤寿賀「なぜ、働くのか」主婦の友社  
吉行あぐり「梅桃が実るとき」NHKテレビ小説「あぐり」  
婦人職業案内1897年で髪結は相当に生活が立つとある。5~7年  
 独学・・・制度により、許可制、施設設備完備の義務付け、試験制  
 この代表者は女子美出身の山本久榮で、設立した美容学校  
 は、各種学校から甲種実業学校への移行を果たせた。  
 堀利彦夫人為子 家族を支えるために女髪結開業(大杉保子)  
 講習所・・・山野愛子、志田美容学校に数か月通い、ここをやめすぐに  
 開業した。何もできず客に教わったと手記にある。  
 学校・・・山崎伊久江「真昼を掴んだ女」お茶の水美容女学校出身

23

23

### 現在の美容師養成施設数の比較

学校種	1970年 美容現代史から	2013年	2021年 4月現在
私立各種学校専門学校 財団法人立 高等専修学校+Wスクール	157 (87.2)	254 (95.8) 4~5? (高等課程)	251 (97.3) 19 (7.4) 7+16=23 (8.9)
公立学校(含む高校別科)	5 (2.8)	2 (0.8)	1 (0.4)
私立高校別科	3 (1.7)	0	0
理容美容教育センター非会員校 公共職業訓練所 (ろう学校)	15 (8.3)	2 (0.8) 徳島県・島根県	2 (0.8)
大学+短期大	0	2+5=7 (2.6)	2+2=4 (1.6)
合 計	180校(%)	265校(%)	258校(%) 美181校 理美77校 (理容校は6校)

24